令和7年1月6日

各位

公益財団法人名古屋産業振興公社 新事業支援センター創業支援施設課

公益財団法人名古屋産業振興公社創業支援施設賃借料等減額 申請書類の提出について

日頃は当施設の運営についてご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本施設に入居されている企業様の中で、令和7年度の「公益財団法人名古屋産業振興公社創業支援施設賃借料等減額制度」(以下、「本減額制度」といいます)の適用を希望される方につきましては、以下のとおり関係書類をご提出のうえ、申請いただきますようお願いいたします。

記

1 制度概要(令和2年度より、補助金制度から減額制度へと変更されています)

対象事業者	創業後5年以内にナビ金山/ナビ白金に入居した者 (中小企業者・税の滞納がないこと・事業実態があること・暴力団、暴力団関係者でないこと)
対象経費	当該年度の4月分から3月分までのテナント賃借料 (共益費を含み、敷金・礼金・保証金・光熱費などを除く) ※課税事業者の場合は、消費税を除いた金額が対象経費となります。
減額率・限度額	減額率:減額対象経費の30%以内 減額限度額(年度あたり):150万円 (市外に本社があり、入居に際し本社を併せて移転した場合は限度額50万円の加算あり) ※毎月の支払賃借料を30%減額(請求段階で30%減額)
減額対象期間	減額を受けることができる期間は、減額開始月から60月を超えないものとする。なお、 <u>名古屋市都市型産業研究施設開設補助金をすでに受けている者は、</u> 補助対象開始月から起算して60月を超えないものとする。

2 減額申請提出書類

- (1)令和7年度公益財団法人名古屋産業振興公社創業支援施設賃借料等減額申請書(様式第1号)
- (2) 企業概要書(様式第2号)
- (3) 入居計画書(様式第3号)
- (4) 納税証明書 (滞納がない旨の証明)
- (5) 法人の登記事項証明書(個人の場合は、事業内容及び事業開始年月日が分かる書類)

裏面に続きます

【提出時の注意事項】

※(2)企業概要書内「直近2期の業績」は、財務諸表(営業報告書又は貸借対照表、損益計算書) にて確認します。

(財務諸表は、毎年決算月より3か月以内にご提出いただきます「事業活動報告書」へ添付いただいていますが、事業活動報告書が未提出であれば今回併せてご提出ください)

- ※(4)納税証明書は、直近決算期1期分についての、名古屋市が発行する法人の市民税にかかる ものをご提出ください。 コピーは不可
- ※(5)登記事項証明書は、最新のものをご提出ください。 |コピーは不可| (ナビ入居時又は令和6年度までの本減額制度の届出内容から変更ない場合は省略可)

3 提出期限

令和7年2月21日(金)17:00(厳守)

※期日を過ぎた場合、令和7年度の減額適用は不可となりますのでご注意ください。

4 減額申請書提出先

持参 又は 郵送

公益財団法人名古屋産業振興公社 新事業支援センター 創業支援施設課 住所:〒466-0059 名古屋市昭和区福江二丁目9番33号 名古屋ビジネスインキュベータ白金

5 その他

- ■令和7年3月中に減額可否を決定します。減額が決定した場合は、同月の賃料等請求時に、翌月分(同年4月分)のテナント賃借料を決定内容に応じて減額し請求いたます。
- ■減額申請は、年度ごとに行っていただきます。(来年度も同時期に申請書の提出が必要です)
- ■減額限度額(150万円若しくは200万円)に達し次第、当年度の減額は終了となります。
- ■月々の賃料等の支払いが期限までになされない場合、その年度の減額は打ち切りとなります。 (何らかの理由により支払いが遅れる場合は、必ず支払期限内にご相談ください)
- ■EXCEL データは以下の場所からダウンロードし、ご利用ください。 ナビ HP>「賃借料等減額制度」>「公益財団法人名古屋産業振興公社 創業支援施設賃借料等減額申請書」 以上

お問合せ先

公益財団法人名古屋産業振興公社 創業支援施設課 成田・石井 電話:052-883-8711